

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：第4条
処分の概要：自動車運転代行業の認定
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
<p>法令の定め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条（自動車運転代行業の要件） ・ 第27条（方面公安委員会への権限の委任） ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6条（方面公安委員会への権限の委任）
<p>審査基準：</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しない者を認定する。</p> <p>① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1） 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2） 暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。</p> <p>② 同条第8号に該当する場合とは、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</p>
<p>標準処理期間：</p> <p>45日</p>
<p>申請先：</p> <p>申請書は、主たる営業所を管轄する警察署の交通課（係）に提出してください。</p>
<p>問合せ先：</p> <p>北海道警察本部交通企画課安全対策係（電話011-251-0110） 主たる営業所の住所地を管轄する方面本部交通課企画・指導係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備考：